

令和7年7月3日

福祉部長寿応援課

江東区老人福祉センター及び江東区児童・高齢者総合施設等の 指定管理者の選定手続きについて

江東区老人福祉センター及び江東区児童・高齢者総合施設等について、「江東区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」、「江東区老人福祉センター条例」及び「江東区児童・高齢者総合施設条例」に基づき、指定管理者制度による管理運営を行っているところであるが、令和7年度末をもって現在の指定期間の満了を迎えるため、次のように再選定の手続きを実施する。

1 施設の名称・施設所在地

施設の名称	施設所在地
深川老人福祉センター・平野児童館	江東区平野一丁目2番3号
深川老人福祉センター森下分館	江東区森下五丁目11番1号
城東老人福祉センター	江東区北砂四丁目20番12号
亀戸老人福祉センター	江東区亀戸九丁目33番2-101号
児童・高齢者総合施設	江東区東雲一丁目9番46号

2 現在の指定管理者

施設の名称	指定管理者
深川老人福祉センター・平野児童館	労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団
深川老人福祉センター森下分館	労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団
城東老人福祉センター	社会福祉法人奉優会
亀戸老人福祉センター	社会福祉法人奉優会
児童・高齢者総合施設	公益財団法人東京YMCA

3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

4 選定方法

公募による選定とする。

深川老人福祉センター・平野児童館及び深川老人福祉センター森下分館、城東老人福祉センター及び亀戸老人福祉センター、児童・高齢者総合施設の指定管理者それぞれ一事業者を選定する。

5 今後の日程（予定）

日 付	内 容
令和7年8月	江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会で指定管理者候補者の決定
令和7年10月	第三回区議会定例会において指定議案の提案
令和8年3月	協定書の締結
令和8年4月	指定管理者による運営開始

6 児童館との一括選定

深川老人福祉センター・平野児童館は、老人福祉センターと児童館の併設施設であり、異世代交流の活性化や一括管理によるスケールメリットを図るため、こども未来部と合同で専門部会を設け、同一の指定管理者を選定する。